

西尾市同時

2023年8月25日(金)
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 三輪、磯部
ダイヤル 0564-27-2875
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、福嶋、中島
内線 3045、3008
ダイヤル 052-954-6225

西尾市における土壌汚染について

西尾市が、西尾市クリーンセンターにおいて、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、同市から愛知県に報告がありました。県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

- (1) 報告者
西尾市
- (2) 報告年月日
2023年8月25日(金)
- (3) 汚染が判明した土地の所在地
西尾市クリーンセンター
愛知県西尾市吉良町岡山大岩山65番の一部
- (4) 報告の根拠
県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。)
- (5) 調査結果
ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
カドミウム及びその化合物	0.0036mg/L (1.2倍) ^{注1}	0.003mg/L 以下	0~0.5m	1 / 189

注1：()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

- イ 土壌含有量
全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合していました。
- ウ 地下水
調査地点では、地下水の存在が確認できませんでした。

- (6) 当該地の現在の状況
土壌汚染が判明した場所は、アスファルト舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去等を実施する予定です。
県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導します。

3 西尾市の連絡先

西尾市役所 環境部 環境業務課
住所 愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地
電話 0563-34-8112

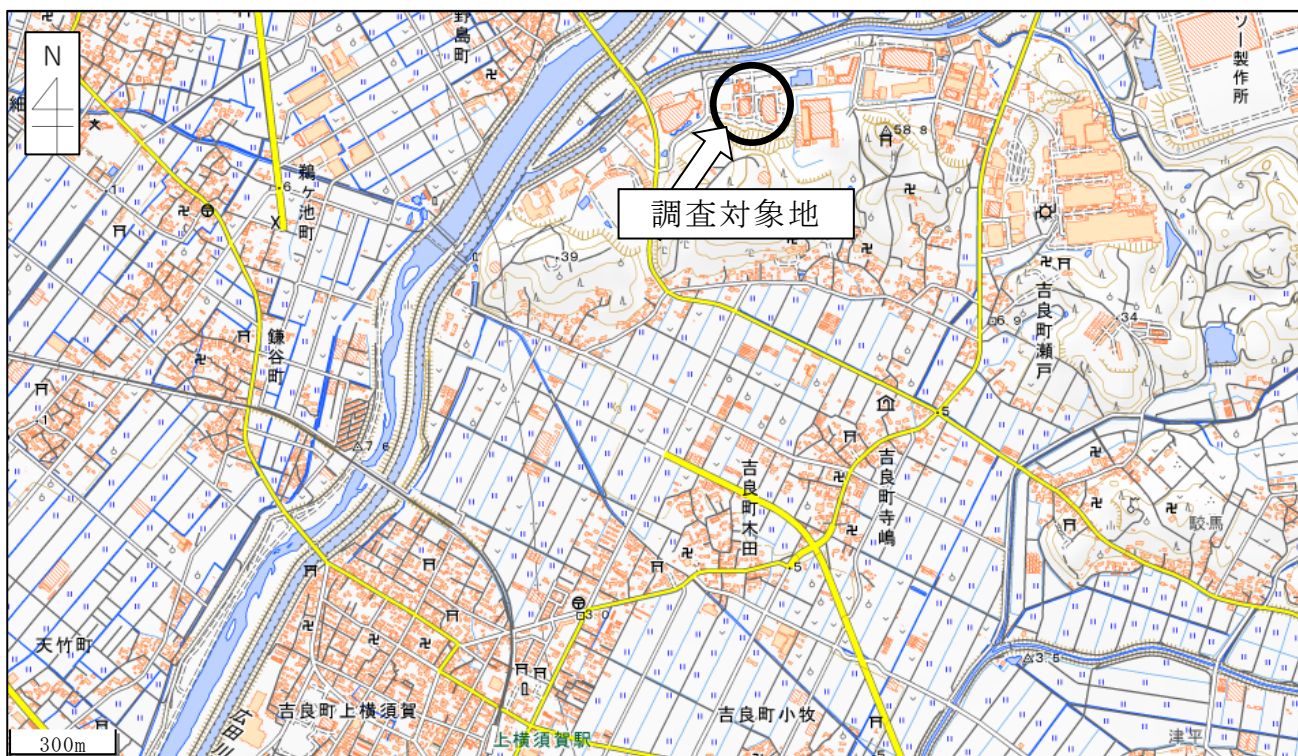
4 調査対象地の概要

(1) 面積

14,579.2 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、1997 年頃から現在に至るまで廃棄物の処理施設として利用されていますが、カドミウム及びその化合物の取扱履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参 考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・カドミウム及びその化合物

眼や気道を刺激し、ヒューム（粉じん）を吸入すると、肺気腫を起こすことがあります。精錬工場などにおいて2年～数年間酸化カドミウムのヒュームを吸入した労働者が、肺気腫、腎障害、蛋白尿を3大症状とする慢性中毒症を発症した例があります。また、長期、微量での経口曝露による特殊な結果として、イタイイタイ病があります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)